

## 会員、会費及び会員総会に関する規定

平成21年3月10日制定

### (目的)

第1条 財団法人全国里親会寄附行為第39条の規定により、財団法人全国里親会（以下、「財団」という。）の会員、会費及び会員総会に関する規定を定める。

### (会員)

第2条 財団の会員（以下、「会員」という。）は、財団法人全国里親会寄附行為第3条に規定する財団の目的に賛同して入会した次の4種類とする。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員
- (3) 施設会員
- (4) 賛助会員

2 前項第1号の個人会員は、里親及び里親以外の個人とする。

3 第1項第2号の団体会員は、都道府県及び指定都市並びに児童相談所を設置する市の里親会（以下、「地方里親会」という。）とする。

4 第1項第3号の施設会員は、養護施設及び乳児院等児童福祉施設とする。

5 第1項第4号の賛助会員は、財団の事業に協力する個人及び団体とする。

### (理念)

第3条 会員は、財団の目的を基本理念とし、里親制度の発展充実のために協力するものとする。

### (入会)

第4条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。ただし、地方里親会の会員は、この限りでない。

### (退会)

第5条 会員はその旨を会長に届出て退会することができる。ただし、次の各号に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡または解散したとき
- (2) 年会費の未納が3年を経過したとき

### (年会費)

第6条 会員は、それぞれ次の年会費を年度当初に納入するものとする。

- (1) 個人会員 3,000円
- (2) 団体会員 地方里親会の会員数に1,000円を乗じた額とする。  
ただし、1団体当たり25万円を限度とする。
- (3) 施設会員 1口 10,000円
- (4) 賛助会員 個人 1口 3,000円

団体 1口 5,000円

2 個人会員のうち地方里親会の会員の会費については、当該地方里親会  
が取りまとめの上納入するものとする。

3 既納の年会費その他の拠出金は、返還しない。

(除名)

第7条 会員としてふさわしくない行為、またはこの規定に反する行為を行  
うものは、理事会の議決を経て除名することができる。

(総会)

第8条 会員総会は、年1回開催する。

2 総会は会員をもって構成する。

3 総会は、会員の意思の疎通を図るため開催するものとする。

(召集)

第9条 総会は、会長が召集する。

2 総会を召集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及  
び場所を示して、開会の5日前までに文書又は電磁的方法により、通知  
しなければならない。

(議長)

第10条 議長は、会長が指名する。

(機能)

第11条 総会は、次の事項について報告を受け、会長に意見を具申する。

(1) 事業計画及び事業報告

(2) 財団の運営に関する要望事項

(3) その他、財団の運営に関する事項で会長の諮問した事項

(表彰)

第12条 会員で、財団の目的達成に功労のあったものは、別に定める規定  
により、表彰することができる。

(規定の改正)

第13条 この規定は、評議員会及び理事会の了承を得なければ、変更する  
ことができない。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規定は、寄附行為の変更認可のあった平成22年5月11日から施行  
する。